

## マージン率等の情報提供について

### ① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

3人

### ② 令和5年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

### ③ 令和4年度(令和4年9月1日～令和5年8月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

38,709円(8時間 全業務平均)

### ④ 令和4年度(令和4年9月1日～令和5年8月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

33,989円(8時間 全業務平均)

### ⑤ 令和4年度(令和4年9月1日～令和5年8月31日) マージン率

12.2%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

### ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和8年3月31日)

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別         | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-J | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|--------------|------------------------------|-------------------|------------------|---------------|
| コミュニケーション研修2 | 派遣中                          | OFF-JT            | 無償               | 有給            |
| コーチング研修2     | 派遣中                          | OFF-JT            | 無償               | 有給            |
| リーダーシップ研修2   | 派遣中                          | OFF-JT            | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 有元 義浩 電話番号 072-253-2700

### ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

マージン率に関しては社会保険料、福利厚生費、その他経費を含む。

事業所名 有元プラント工業株式会社

許可番号 派27-303175